

令和3年度第1回 奈良県がん予防対策推進委員会 議事要旨

日時：令和3年12月2日（木） 18時00分～19時30分

場所：Web会議（Zoom）

出席者：（委員） 赤羽たけみ、井川智恵子、池田直也、木村文則、小山文一、中村雅光、
中村義行、七浦高志、室繁郎、山田全啓（五十音順）

○令和3年10月1日に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことに伴い、各がん検診の実施要領の改正を審議、了承を得る。

○市町村のがん検診実施状況、令和3年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議について報告。

（1）奈良県がん検診実施要領の改正について

○資料1「奈良県がん検診実施要領の改正について」、資料2「胃がん（胃部エックス線検診）実施要領の改正について」により説明（事務局）

（委員）

「対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、受診が可能であることには十分留意する必要がある」とあるが、どういった意味か。

（事務局）

対象者は市町村が設定し、70歳以上の者も対象とされている。

推奨年齢は69歳以下と設けられているが、対象年齢の上限は設けられていないことから、「対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者」である70歳以上の者についても受診が可能であることに十分留意していく必要があるということである。

○資料3「胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領の改正について」により説明（事務局）

○資料4「肺がん検診実施要領の改正について」により説明（事務局）

（委員長）

加熱式たばこは紙巻きたばこ一本と同等と考えていいということか。また、肺がんのリスク要因もほぼ同じと考えていいということか。

(事務局)

加熱式たばこは紙巻きたばこと同じ原材料であるので、紙巻きたばこの本数を置き換えるという形になる。同じ原料であるのでリスク面も同等という考えである。

(委員長)

加熱式たばこに変更する人がかなり多く、加熱式たばこでリスクが減っていると勘違いがあるように思うので、その点を啓発していかないといけないのではないかと。

(事務局)

一部、電子たばこと加熱式たばこの線引きが曖昧な部分があるが、電子たばこについては、添加されている物質が様々であるので、発がん物質等のリスク面のエビデンスが固まっていない。

加熱式たばこについてはエビデンスに基づき、チェックリストに定められた計算方式でもって喀痰検査の対象としていくこととされている。

(委員)

加熱式たばこについては議論があり、呼吸器の医師も紙巻たばこと同様に駄目だと思っているが、人間のデータが出るのは10年後になってしまうと思うので、現時点では思い切って基準を決めざるを得ないと思う。

○資料5「大腸がん検診実施要領の改正について」により説明（事務局）

(委員長)

判定Ⅱは奈良県独自の判定区分であり、分類上は要精検にはならず、問診で気になる事項があれば念のためということで設けた判定区分であるが、今後も要領に入れておくということになる。

(委員)

今までは便が2回出ない方は1回だけでも出していただくような対応をしていたが、今回の改定では、必ず2回出していただくということになるのか。

(事務局)

必ず2回出していただくことになる。1日分しか出せない場合は、1日の便からできるだけ部位を変えた2検体で判定するということになる。

(委員)

住民に周知する際にこの部分を十分伝える方法を検討させていただく。

(委員)

精密検査の登録実施機関の選択の基準において、「①全大腸内視鏡検査ができること」、「②あるいはS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査(二重造影法による)の併用による検査が十分な制度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施できること。」とある一方で、精密検査の方法としては、全大腸検査を第一選択とするとなっているが、実際に精密検査の実施医療機関で、全大腸内視鏡検査を行わない医療機関はあるのか。

(事務局)

精密検査については、市町村では、基本的に登録されている精密医療機関を紹介はするが、住民はどこかの医療機関に受診してもよいことになっている。そのため、全ての精密医療機関を把握できていないが、精密医療機関として登録されている医療機関については、どのような検査を実施しているかを2年に1回の調査で把握することが可能である。調査項目の設定や実施状況の評価は、各がん検診部会で行っている。

(委員)

この点について、1度整理していただいた方がよいのではないかと。

(委員長)

精密医療機関のキャパの問題があつて始まった時には、全大腸内視鏡検査だけではなかったように思うので、どれぐらいの割合でS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査が入っているのかも含めて次の調査の時に把握していただきたい。

○資料6「乳がん検診実施要領の改正について」により説明(事務局)

(委員)

「自己検診」であれば、実際に自分で触って検査すると分かるが、「日頃からの自身の乳房への関心」では内容が不明確であると感じる。市としても周知が必要であると考えているが、住民にどこまで理解していただく必要があるのか。

(事務局)

「ブレスト・アウェアネス」は、今回の指針で出てきた表記であり、今後国立がん研究センター等のホームページでも啓発について情報提供があると考えている。

「自己検診」では、手技をどこまで周知できるのかという懸念がある。一方で、「日頃からの自身の乳房への関心」という言葉だけで内容が伝わるかという懸念もあるが、検討したうえで指針のとおり変更させていただいた。

今後、検診の勧奨の中で市町村に工夫をしていただきながら県民に周知できる方法を一緒に考えたい。

(委員長)

確かに漠然としていると感じるので、住民に分かりにくいのではないか。

(委員)

高齢の方などからの意味が分かりにくいという質問については、こちらで説明するような形で対応していく必要があるのではないか。

(委員長)

市町村に説明いただくときに、この点を丁寧に説明いただきたい。

○資料7「子宮がん検診実施要領の改正について」により説明（事務局）

(2) 市町村がん検診実施状況について

○資料8「市町村がん検診実施状況について」により説明（事務局）

(委員長)

がん検診の受診率が軒並み低下している状況であるが、これはコロナの影響で致し方ないのではないか。

(委員)

再来年の1月に開催させていただく日本消化器がん検診学会近畿地方会において、新型コロナウイルスが検診に及ぼした影響を検討したいと考えているところ、令和2年度の確定値及び令和3年度の速報値が出たら教えていただきたい。

(委員長)

令和3年度も新型コロナウイルスの影響を受けているのか、あるいは早期からがん検診に各市町村で取り組んだ結果、例年通りの実施となっているのか。数値はないが、感触として教えていただきたい。

(委員)

市の例としては、集合検診は6月頃から通常と同じような形で実施しているが、令和元年の水準までには戻っておらず、申込み自体も少ないと思われる。

個別検診は、市に申込みをいただき、2月末までに受けていただくという形で実施している。7月、8月といった新型コロナウイルスの感染がかなり多かった時期は検診の申込みが躊躇されていたようで、後半になり多くの申込みがあった。特に胃がん検診では、医療機関の枠がないということで、当初胃内視鏡で申し込んでいた方に胃エックス線検診に移っていただいたり、今年度はキャンセルされたり、次年度に変更されたりといった状況である。

(委員)

新型コロナウイルスによって、がん予防推進員（ボランティア）の活動が活発にできない状況のなか、忸怩たる思いでいるところ、積極的にできるだけ推進をやっていきたいと考えている。

(委員長)

これは全国的な傾向であると思われるが、令和4年に向けて、どういうふうに市町村で啓発を頑張っておいただくかにかかっていると思うので、その辺も含め、市町村の説明をいただければありがたい。

(委員)

地域ごとに具体的に工夫して行った対応について、意見が集約できれば、今後同じようなパンデミックが起こった時の教訓になると思われるので、具体的な工夫や対応をご教示いただきたい。学会の関係でアンケート調査を実施することがあれば、ご協力いただきたい。

(事務局)

市町村がワクチンの関係でどれほどの忙しさになっているのか分からないが、時間に余裕があるアンケートであれば、市町村も協力してくれると考える。

(委員長)

集団検診が減って個別検診が増えているといった傾向があるのかどうか分からないが、そのような傾向が分かれば、受診率を上げるヒントになるのではないかと。

(3) 令和3年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議について

○資料9「令和3年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議について」により説明（事務局）

（委員）

がん検診の受診率の向上を目指し、県民に受診を勧奨するようなCMを広報活動として作成することについて、今後、医師会としても検討していく。

(4) その他

（委員）

子宮筋腫や子宮内膜症といった良性疾患を診療するなかで、酷くなってから見つかるケースが最近増えていると実感している。特に子宮内膜症では、今までであれば薬物療法で乗り切れていたのに手術が必要になることが増えているように感じる。

新型コロナウイルスの影響で症状があってもなかなか受診しない方が増えているので、検診も本当に重要な要素ではあるが、少しでも症状があつて気になることがあれば、早く受診するような啓発も必要ではないかと感じている。

（委員）

胃内視鏡の同意書の中身について、医療機関として十分に説明の時間が取れないとの意見がある。また、受け取り方の問題もあるかもしれないが、住民からも説明を十分に受けていないという意見があり、どのように対応すべきかご教示いただきたい。

（委員）

例えば、同意書や問診票を受診者に事前に郵送し、読んできていただいて、当日検査の前に検査する医師から確認し、署名をする流れにすると時間短縮できるのではないか。ただし、同意書に関しては、検査を受けるに当たって医師から説明するものであり、省略することはできない。

市からも検査医療機関あるいは検査医に、その点の周知をしていただきたい。医療機関で内視鏡検査するにあたっては、同意書を医師から説明し、納得いただいた上で受診し、署名するという流れになっているので、同様に行うことが基本である。